

## 平成22年度の特定保険料率及び基本保険料率について

- ・健康保険の保険料率については、後期高齢者医療制度への支援金等に充てるための保険料率（特定保険料率）と、加入者の給付費等に充てられる保険料率（基本保険料率）の内訳を示すこととなっている。
- ・各年度の特定保険料率及び基本保険料率については、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。

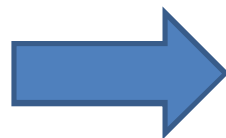
$$\cdot \text{特定保険料率} = \frac{\text{前期高齢者納付金、後期高齢者支援金等の額} - \text{国庫補助額}}{\text{総報酬額の総額の見込額}}$$

$$\cdot \text{基本保険料率} = \text{都道府県単位保険料率} - \text{特定保険料率}$$

現 行

8.15 ~ 8.26%

特定保険料率 ( 3.20% )  
基本保険料率 ( 4.95 ~ 5.06% )



平成22年3月分～

9.26 ~ 9.42%

( 3.50% )  
( 5.76 ~ 5.92% )

任意継続被保険者にあつては、平成22年4月分～

### 【参考】

前期高齢者納付金の額は1兆2,124億円、後期高齢者支援金の額は1兆4,219億円、退職者給付拠出金の額は2,042億円、病床転換支援金の額は2億円、老人保健拠出金の額は 27億円、国庫補助額は3,659億円、総報酬額は71兆5,230億円として特定保険料率を算定している。